

○ 令和 8 管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 3 日

沖縄県知事 玉城 康裕

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における法第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

0.1 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
沖縄県くろまぐろ（小型魚）漁業	0.1 トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

260.0 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	留保枠
沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業	246.8 トン	13.2 トン
前期（4月1日から同年7月31日）	235.8 トン	11.2 トン
後期（8月1日から翌年3月31日）	1.0 トン	1.0 トン
太平洋沿岸	10.0 トン	1.0 トン